

令和5年第3回川西町 議会定例会会議録

令和5年9月1日 金曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

1番 茂木 晶 君	2番 鈴木 孝之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠藤 明子 君
5番 渡部 秀一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉村 徹 君	8番 鈴木 幸廣 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 高橋 輝行 君	12番 伊藤 進 君
13番 井上 晃一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課長 小林 俊一 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長・ 農業委員会 事務局長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
監査委員 嶋 貫 榮次 君	財政主幹 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和5年9月1日 金曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第81号 教育委員会委員の任命について

日程第 4 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 報告第6号 令和4年度川西町一般会計等健全化判断比率について

日程第 7 報告第7号 令和4年度川西町水道事業会計等資金不足比率について

日程第 8 議第79号 花丘町下小松線防雪柵設置工事変更請負契約の締結について

日程第 9 議第80号 川西町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結について

日程第10 議第76号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第77号 川西町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第78号 川西町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第69号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第3号)

日程第14 議第70号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議第71号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第16 議第72号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議第73号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第18 議第74号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)

- 日程第20 議案の委員会付託
- 日程第21 議第62号 令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議第63号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議第64号 令和4年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議第65号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議第66号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 議第67号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議第68号 令和4年度川西町水道事業会計決算認定について
○決算審査の結果について監査委員の報告
- 日程第28 発議第13号 高橋輝行議員の不適切な現金受領に関する問責決議
- 日程第29 発議第14号 特別委員会の設置について
- 日程第30 請願の付託
請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備
推進にかかる請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る令和5年7月3日、高島町において第55回置賜三市五町議会連絡協議会定例総会が開催されました。会議では、令和4年度会務報告がなされました。また、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長には相田克平米沢市議会議長、副会長には安部春美小国町議会議長がそれぞれ選出されました。

次に、7月21日、山形県庁講堂を会場に、知事と町村議会議長会との意見交換会が開催されました。この意見交換会には、県当局からは吉村県知事、みらい企画創造部市町村課長ほか関係課長が、議会側からは県内町村議会議長等が出席いたしました。

初めに、県町村議会議長会丹野会長から要望書を知事へ手交した後、空き家対策について、医師等医療人材確保対策の推進について、日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について、子育て家庭への経済的な負担軽減策の拡充についてが県内各地方の代表者からなされ、さらに意見交換がなされました。

次に、8月17日、米沢市議会議場において置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、

3件の報告案件の報告の後、専決処分事件の承認を求めることについて、置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター焼却施設維持補修工事請負契約の締結について、令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）、令和5年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第1号）が提案され、それぞれ原案どおり承認、可決されました。

次に、8月28日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院企業団議会臨時会が開催され、議会選出監査委員の任期満了に伴う監査委員の選任についてが提案され、飯豊町議会選出の遠藤芳昭議員を選出することについて、原案のとおり同意することに決定されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 おはようございます。

私から、6月以降の町政の報告をさせていただきます。

6月6日から16日まで、第2回川西町議会定例会が開催されました。

6月22日、川西町総合運動公園ホッケー競技場を会場に、第48回川西町健康レクリエーション大会を4年ぶりに開催いたしました。川西町老人クラブ連合会、各地区交流センターのご協力の下、町内高齢者約200名が参加し、競技種目としてグラウンドゴルフ、体験種目としてペタンク、モルック、輪投げ等、スポーツやレクリエーションに汗を流しました。

7月4日、第1回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、任期満了に伴い、32名の委員を新たに委嘱するとともに、米沢警察署生活安全課長より、最近の犯罪等の発生状況について報告をいただきました。協議では、令和5年度町民生活推進大会並びに生活安全推進協議会会長表彰の推薦についてご協議いただき、関係機関・団体と連携した町民の生活安全の施策の推進について確認をいたしました。

同じく7月4日、第1回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、各組織、団体等での役員改選による新たな委員11名に委嘱するとともに、米沢警察署交通課長より、最近の交通事故の発生状況について報告をいただきました。協議では、7月22日から8月21日までの“明るいやまがた”夏の安全県民運動の実施計画について確認をいただきました。

7月10日、第1回川西町総合教育会議を開催いたしました。会議では、第2期川西町教育等の振興に関する大綱アクションプランの進捗状況を確認するとともに、児童・生徒の学力や不登校の状況について報告を受け、学力の向上や不登校の解消に向けて意見交換を行いました。また、5月22日に開催された第1回小松小学校及び玉庭小学校による開校準備委員会の内容の報告を受けました。

7月31日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

8月2日、川西町まちづくり委員会から、令和4年度実施計画分に係る外部評価結果の報告をいただきました。20名の委員の皆さんは、かわにし未来ビジョンに基づき実施した政策、施策事業の進捗状況について点検、評価を行っていただき、あわせて、意見や提言をいただきました。この内容については、全課全職員で共有するとともに、評価内容を踏まえながら、事業の進行及び次年度の計画策定に当たってまいります。

8月7日、第4回川西町議会臨時会が開催されました。

8月11日、役場駐車場及びJ A山形おきたま本店駐車場を会場に、4年ぶりとなる川西夏まつりを開催いたしました。当日は天候に恵まれ、祭りの開催を待ち望んでいた町民の皆さんをはじめ町内外から、過去最高の約1万人の来場者でにぎわいました。実行委員、運営委員、関係組織・団体の方々など多くの町民の皆さんの力を結集し、開催できましたことに感謝しております。

8月24日、第1回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、欠員となっている委員に新たに2名の委員を委嘱するとともに、会長に遠藤明子さん、会長代理には引き続き登坂美紀子さんが選出されました。その後、令和4年度国民健康保険事業と決算の状況について報告するとともに、国民健康保険事業を安定して運営するため、保健事業の推進と医療費の抑制等について説明し、意見交換を行いました。

8月27日、小松小学校を主会場に、川西町総合防災訓練を実施いたしました。今年度は、小松地区自主防災連合会や小松小学校をはじめ関係機関・団体等約400名が参加しました。災害想定を水害とし、本部体制の設置確認や各地区等をインターネット回線で結んだネットワーク活用通信訓練、緊急避難所の開設、設置、運営等を実施するとともに、展示、体験コーナーの設置、消防防災ヘリとの情報収集訓練を実施し、町及び地域住民の防災意識の向上を図りました。

8月28日、第2回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、“明るいやまがた”夏の安全県民運動の実施結果とともに、米沢警察署交通課長より、最近の交通事故

の発生状況について報告いただきました。協議では、9月21日から30日までの秋の交通安全県民運動並びに11月7日予定の夕暮れ時街頭啓発活動の実施計画についてご確認をいただきました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

月日、6月28日、工事名、4年災第5564号、温井線道路災害復旧工事、落札金額830万5,000円、落札者、株式会社ワコー代表取締役佐藤和幸。以下17件の入札を執行したところであります。調書に記載のとおりでありますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町長の町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

9番神村建二君、10番橋本欣一君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日9月1日より9月20日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

◎議第81号 教育委員会委員の任命について

○議長 日程第3、議第81号 教育委員会委員の任命について、これを議題といたします。提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第81号 教育委員会委員の任命について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、教育委員島貫由実氏が令和5年9月30日付で任期満了となるた

め、提案するものでございます。

提案申し上げます。

教育委員会委員の任命について、次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字洲島448番地

氏 名 島 貫 由 実

生年月日 昭和44年12月22日

本日付でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案に同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

島貫由実さんの入場を求めます。

教育委員に任命、同意されました島貫由実さんにごあいさつをお願い申し上げます。

○教育委員 ただいま議員の皆様の同意をいただき、三度目の教育委員を務めさせていただきます島貫由実でございます。

1期目の素直な目と心、2期目の今までにない経験・体験を生かし、3期目も子供たち、先生方の安心・安全で楽しい学校生活を送るお手伝いができますよう、精いっぱい努めてまいりますと思います。

議員の皆様、町当局の皆様にはご指導を承り、お願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。よろしく願いいたします。(拍手)

○議長 島貫由実さんには、本町教育行政発展のためご活躍されますことをご期待申し上げます。

◎諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第4、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご提案申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 川西町大字玉庭4060番地

氏 名 貝 沼 新 八

生年月日 昭和25年10月23日

本日付でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの見解とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの見解とすることに決定いたしました。

◎諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第5、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご提案申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 川西町大字西大塚669番地

氏 名 高 橋 佳 子

生年月日 昭和31年2月12日

本日付でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの見解とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの見解とすることに決定いたしました。

◎報告第6号 令和4年度川西町一般会計等健全化判断比率について

○議長 日程第6、報告第6号 令和4年度川西町一般会計等健全化判断比率について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第6号 令和4年度川西町一般会計等健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、令和4年度の健全化判断比率を別紙監査委員の見解をつけて議会に報告いたします。

令和5年9月1日、本日付であります。

内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、報告第6号 令和4年度川西町一般会計等健全化判断比率について、内容をご説明申し上げます。

それでは、2ページをご覧くださいまして、総括表でございます。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つの指標がございます。

それぞれの結果であります。実質赤字比率、これは一般会計の赤字があったかどうかを示すもの。連結実質赤字比率、こちらは一般会計のほか特別会計、公営企業会計、こちらを合わせて赤字があったかどうかを示すものでございます。どちらの数値も横棒、バー表示でございますので、赤字はなかったという結果でございました。3つ目、実質公債費比率、こちらは12.6%という結果でございました。4つ目、将来負担比率、こちらは143.4%という結果でございました。

なお、この表の下段につきましては、標準財政規模66億9,472万円とありますが、これは各比率の計算の基礎となるものでございます。

あと、右側に早期健全化基準、通称イエローカードと呼ばれるものでありますが、それぞれの指標を基にこの基準の数値が示されております。その下の段にあります財政再生基準、こちらはいわゆるレッドカードと言われるものでありまして、昔でいう赤字再建団体になるかならないかという基準でございます。こちらも、将来負担比率は数値ございませんが、3つ基準が示されてございます。

続いて、それぞれの指標の内訳であります。まず1つ目、一般会計の分につきましては、実質収支額5億4,990万5,000円とあります。この実質収支につきましては、歳入から歳出を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた金額になります。こちらを標準財政規模で割った数値がマイナスの8.21%ということで、こちらの※に記載してありますが、赤字でない場合、黒字であった場合については負の値で表示されますということで、黒字という結果でございました。

こちらに国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計それぞれの実質収支額、さらに、右側になりますが、法適用企業であります水道事業会計、こちらは資金不足または剰余額として2億1,963万円という決算でございます。

その下、法非適用企業ということで、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、こちらも剰余額となります。

これらを全て合計した金額8億3,433万2,000円でありますが、これを標準財政規模で割った数値、こちらがマイナスの12.46%となります。いずれも赤字ではなかったという結果でございます。

続いて、3つ目の指標であります。実質公債費比率の計算表でございますが、こちらにありますのが計算式になります。

分子につきましては、①から⑦ということで、①の元利償還金の額、これらに公営企業に要する経費のとあります④、これは公営企業分の元利償還相当分であります。⑤については一部事務組合等ということで、置賜広域行政事務組合並びに置賜広域病院企業団、こちらの元利償還に相当するもの。⑥については、下の表になりますが、国営事業の負担金、こういったもの。さらに、一時借入金の利子⑦、これらが分子になります。

⑧から⑪につきましては、それぞれの財源、あるいは地方交付税に算入されるもの、これらを分子から差し引くという形になります。

分母につきましては、⑫から⑭、この3つを加えた合計額が、いわゆる標準財政規模になります。ここから、分子とほぼ同じであります。⑨から⑪、さらに⑮を差し引いたもの、純粹に単年度の公債費の負担比率それぞれを計算いたします。令和4年度単年度の結果では、13.88684となりますが、この実質公債費比率は3か年の平均値を用いますので、12.6%という結果でございました。

続いて、4つ目の指標になります将来負担比率でございます。こちらにつきましては、計算式がこれになりますけれども、上段にあります将来負担額、地方債の現在高、公営企業等の繰入見込額、これも償還に相当する分、組合負担等見込額、町が将来的に負担となる金額、これに退職手当等を加えた額が分子となります。

2段目、充当可能財源とありますが、基金などの金額、返済の原資となるもの、こういったものを分子で差し引きます。分母につきましては、先ほどの実質公債費比率の計算と同様になります。こういった計算式を用いまして、出した結果が143.4%という結果でございました。

こちらは、監査委員の審査意見書でございます。1番の審査の対象、2番の審査の期日、3番の審査の概要につきましては、ここに記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思いますが、4番の審査の結果ということで、審査に付された下記の4つの指標であります。この比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類、こちらはいずれも適正に作成されているということで意見をいただいております。

続いて、こちらの資料であります。こちらは、次に報告します7号とも共通の資料になりますが、令和4年度までの川西町の財政健全化判断比率ということでまとめている資料でございます。これは、町民の方にも後ほどお知らせする資料であります。先に財政健全化法の特徴ということで紹介をしております。

従来の財政健全化法では、一般会計の赤字額が標準財政規模の20%を超えると赤字再建団体となり、その前の注意喚起の段階がありません。また、特別会計などを含まないため、町全体の財政状況を反映したものではありませんでした。

新しい財政健全化法では、特別会計等を合わせた町全体の財政状況を、早期健全化（イエローカード）と財政再生、いわゆるレッドカードの2段階でチェックし、議会への報告とともに、公表することとされています。平成20年度決算から、一定の基準を超えた場合は健全化に向けた計画を策定し、早急に財政改善に取り組まなければなりません。

なお、この青文字で表示しているのは、標準財政規模の説明でございますので、ご覧いただければと思います。

各指標の結果であります。1番の実質赤字比率、2番の連結実質赤字比率、令和4年度は先ほど申し上げたとおり、それぞれ赤字ではなかったということで、過去10年間のデータも併せて紹介しておりますが、いずれも赤字ではなかったという結果でございます。

続いて、3番の実質公債費比率であります。これは一般会計の借入償還額と特別会計等の償還に対する負担が標準財政規模に占める割合ということで、令和4年度は12.6%ということで、これまでの数値を記載してございますが、それぞれ年度によって変動がございます。令和4年度は、前年対比で0.6ポイント増加という結果でございます。

4番の将来負担比率、これは一般会計の借入れの残高に特別会計や一部事務組合等に将来的に一般会計から負担すると想定される金額等を加えた額が標準財政規模に占める割合ということで、こちらでも過去、年度によって様々変動がございますが、令和4年度は143.4%という結果でありまして、前年比10.8ポイント増加という結果でございます。

なお、5番については、次に報告される内容でございます。

結果といたしまして、各判断比率ともイエローカードやレッドカードに該当するものではありませんでしたということで、この内容で本議会終了後に町のホームページで公表する予定でございます。

説明については以上でございます。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

(な し)

○議長 別にないようでありますから、本件を終わります。

◎報告第7号 令和4年度川西町水道事業会計等資金不足比率について

○議長 日程第7、報告第7号 令和4年度川西町水道事業会計等資金不足比率について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第7号 令和4年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、令和4年度の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

令和5年9月1日、本日付でございます。

内容につきまして、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、報告第7号 令和4年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご説明申し上げます。

こちらの資金不足比率に関する算定様式によりご説明申し上げます。

こちらの表につきましては、上段1・2段につきまして、水道事業会計となっております。下段の1・2段につきましては、下水道と農業集落排水の特別会計となっております。

まず、上段の水道事業会計でございますが、標準財政規模につきましては記載のとおりでございます。

2①表、公営企業会計に係る資金不足額等ということでご説明申し上げますが、まず(1)でございます。こちらは負債を表すものでございまして、流動負債2億1,190万9,000円から控除企業債等1億5,212万6,000円を差し引きまして、8,978万3,000円となったところでございます。

続きまして、(3)でございます。こちらは資産を表すものでございまして、3億941万3,000円となったところでございます。

続きまして、(6)でございますが、こちらにつきましては、先ほどご説明しました(1)の負債から(3)の資産を差し引いたものでございまして、2億1,963万円のマイナスとな

ったところでございます。こちらマイナスでございますので、資金不足は発生していないという状況でございます。

ただいまの(6)の数字が、(8)では剰余金額として2億1,963万円となっているところでございます。

続いて、(10)でございます。こちらは収益を表すものでございまして、同時に(12)の事業の規模を表すものでございます。4億1,230万3,000円となっております。

標準財政規模に対する剰余金額の割合を示すものとしまして、3.3%となったところでございます。

続きまして、下段の、まずは下水道事業特別会計でございます。

(1)歳出額、こちらは決算額の歳出額でございます。4億7,922万2,000円となったところでございます。

続いて(3)、こちらは歳入額でございまして、4億8,285万円となったところでございます。

2段目の(6)、こちらにつきましては歳出額から歳入額を差し引いたものでございまして、362万8,000円のマイナスとなったところでございます。マイナス表記でございますので、資金不足は発生しておらないということになります。その金額が(8)では剰余金額として同額となっております。

続いて、(10)の収益でございますが、主に使用料を表すものでございまして、1億1,768万3,000円となったところでございます。

標準財政規模に占める剰余金額の割合としましては、0.1%となったところでございます。

続いて、農業集落排水事業特別会計でございます。

歳出額9,526万8,000円、歳入額9,944万円、歳出額から歳入額を差し引いた(6)につきましては417万2,000円のマイナスとなったところでございます。こちらも資金不足は発生しておりません。

(8)の剰余金額は同額でございます。

(10)の収益でございますが、こちら主なものは使用料でございます。1,241万3,000円。標準財政規模に占める剰余額の割合としましては0.1%となったところでございます。

最後に、こちら(14)でございます。水道事業会計、そして下水道、農業集落排水事業特別会計のそれぞれの剰余金額を合計したものが、こちら(14)2億2,743万円となったところでございまして、標準財政規模に占めるこの金額の割合は3.4%となったところござい

ます。

説明については以上でございます。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

(なし)

○議長 別にないようでありますから、本件を終わります。

◎議第79号 花丘町下小松線防雪柵設置工事変更請負契約の締結について

○議長 日程第8、議第79号 花丘町下小松線防雪柵設置工事変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第79号 花丘町下小松線防雪柵設置工事変更請負契約の締結について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より議第79号についてご説明申し上げます。

議第79号 花丘町下小松線防雪柵設置工事変更請負契約の締結について。

令和5年5月18日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した花丘町下小松線防雪柵設置工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

- | | |
|---------|----------------|
| 1 契約の目的 | 花丘町下小松線防雪柵設置工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |

- 3 契約の金額 変更前 金5,962万円
変更後 金6,688万3,300円
比較 金726万3,300円
- 4 契約の相手方 山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1
株式会社殖産工務所
代表取締役 伊藤一壽

本日付提出、町長名でございます。

こちらの資料によりご説明申し上げます。

工事場所、川西町大字下小松地内、完成期日については11月30日でございます。

変更前の請負代金額に対する増減額、726万3,300円の増額でございます。

なお、本文3行目でございますが、この契約は、この契約締結後における当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

発注者、町長でございます。

受注者、株式会社殖産工務所でございます。

続いて、こちらの変更工事概要にて内容をご説明申し上げます。

このたび防雪柵設置工としまして、28メートルを延長するものでございます。

こちらの凡例にありますように、変更前が200メートルでございましたが、変更後は228メートルというふうに施工してまいります。防雪柵が1スパン4メートルでございますので、7つの柵を新たに増設するという形になります。

なお、このたびの変更につきましては、国土強靱化の中で防雪柵の設置工と虚空蔵山西線が交付金の同一パッケージというふうになっておりまして、国の交付金を最大限に活用し工事の進捗を図るものでございますので、このように変更をかけさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第80号 川西町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結について

○議長 日程第9、議第80号 川西町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第80号 川西町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結について、提案申し上げます。

提案理由であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

内容につきまして、金子教育文化課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 それでは、命によりまして、私より議第80号 川西町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

令和5年8月10日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町民総合体育館耐震補強工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 川西町民総合体育館耐震補強工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約の金額 | 2億3,650万円 |
| 4 契約の相手方 | 山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1
株式会社殖産工務所 |

代表取締役 伊藤一壽

本日付、町長名提出でございます。

資料に基づきご説明を申し上げます。

請負契約書の写しを添付してございます。

工事名は記載のとおり、工事場所は大字中小松地内でございます。工期は、令和6年3月19日までとしてございます。

請負代金額、契約保証金、前払金は記載のとおりでございます。

本文の2に、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するというので記載をしてございます。

8月15日付の契約でございます。発注者は町長、受注者は殖産工務所でございます。

次に、工事の概要についてご説明を申し上げます。

まずは、3階のギャラリー部分、こちらのほうの既存鉄骨ブレース、いわゆる鉄骨にはすかいにして設置するものでございますが、こちらは8か所を撤去して、新しいブレースに交換するものでございます。

次に、既存の屋根面のブレース28組を撤去し、新しい鉄骨ブレースに交換するものでございます。

なお、こちらのほうは、後段のほうに別紙資料ということで図面をつけてございます。

次に、2階アリーナの既存アルミ製の鉄骨天井、こちらを撤去いたしまして、ブレースの補強工事に伴う内装改修工事も併せて行うということでございますが、屋根面には新たに板で天井面を張りつけをいたします。

次に、3階ギャラリーの既存排煙窓、こちらの排煙オペレーターを交換いたします。

次に、越屋根部分の既存内装、これを撤去し、断熱工事を行ってまいります。

次に、鉄骨ブレースの補強工事に伴う拡声設備、マイク設備でございますが、あと自火報、こちらの整備の改修工事も併せて行ってまいります。

次に、1階の柔剣道場、トレーニング室、児童高齢者用体育室及び2階アリーナの既存照明器具、こちらを撤去いたしまして、LED照明器具に交換をいたします。

次に、2階アリーナの既存電気時計、こちらを撤去いたしまして、新しい電気時計に交換をするものでございます。

また、越屋根の既存の有圧扉、ぱたぱた扉があるんですが、この4台を撤去いたしまして、新しい扉8台を設置するものでございます。

先ほど申し上げましたが、ブレースの部分、こちらのほうがちょっと分かりやすいものですから、図面として赤くついている部分、こちらをそれぞれ撤去して新しいものに替えていくということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

6番寒河江 司君。

○6番 6番寒河江です。

町民体育館の耐震補強工事について、どのくらいの耐震に、耐えられる工事なのか、ちょっとお聞きしていきます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 基準に基づいて必要な工事を行うものでございまして、これまで、耐震の状況を調査をしましたが、1・2階部分は基準に合致するというので、今回、ブレースを入れる部分、この部分に関して弱い部分があるものですから、補強するというので今回、工事を行うものでございます。

○議長 6番寒河江 司君。

○6番 答えになっていない。震度7なのか6なのかとか、震度10まで耐えられるとかという、単純な答えを求めたんですが、弱いから強度を補強するだけでは、ちょっと説明がおかしくないですか。私は何も難しいこと質問しているんでないので、耐震は7まで耐えるんだとか、8まで耐えるように造るんだとかという問いをしているわけですけども、そこら辺ちょっとお願いします。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 申し訳ございません。建築基準法に基づいてということになりますので、申し訳ありません、ただいま回答できませんので、後ほど回答させていただきたいと思ます。大変申し訳ございません。

○議長 ほかに。

11番高橋輝行君。

○11番 この事業することについては何ら問題ないわけですが、実は過日、総務常任委員会でこの内容について、現場なども説明いただき、ちょっとお尋ねしますけれども、この工事するには当然足場などは必要なので、そういうものも準備に入ってくると思うんですが、内容をお聞きする前にちょっとお尋ね申し上げたいと。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 足場に関しましては、3階アリーナの中に組みます。外部ではなくて、内部に組むということになってございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 ああ、そうですか。外部には組まないわけね。と申しますのは、過日、町長ね、現場を見てきたんですけれども、外側ね、大分雑草が生い茂るというよりも、かなり荒れているというか、大変な状況になっておって、これは、耐震が一番ですけれども、そういうものも併せて、今回ひとつ関心を持っていただいて、何らかの手だてをすべきものというふうな、私のみならず、常任委員会で皆同じような感想を持ってきたんですが、そのようなことについても今回ひとつご配慮いただければという考え方を持つんですけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 視察をいただいたときに、外部の環境整備についても、きちんと目を配るようというご指摘を頂戴いたしました。管理運営をしているスポーツ協会とも協議をしながら、随時草刈り等も行っていただくということで話をさせていただいているところでございます。

なお、そのときも、外壁等に関してもお話を頂戴してございましたので、これに関しましても計画的に整備計画をつくっていきたいというふうに考えてございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 教育長になるのかな、提案は町長からでしたけれども、契約案件だからね。教育長、ぜひ現場見ていらっしゃると、現場というか、本町に1校しかない中学校ね、ぜひ周りのほうの状況も、これは外に出なくても十分見えるわけなので、見ていただきながら、この事業と併せてひとつ、内容は別ですけれども、関連して、よりよい学校にするための環境整備についてもご関心を持って、ひとつ対応していただきたいということで、よろしく願い申し上げたいと思います。

提案の内容から大分外れますけれども、併せて環境整備の立場から申させていただきますところ です。

以上であります。コメントだけいただいておりますか。

○議長 どちらから、教育長。

○11番 いや、どっちでもいいけれども、そちらなんでね。

○議長 教育長小林英喜君。

○教育長 議員からご指摘ございましたとおり、子供たちのよりよい教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長 ほかに。

3番寒河江寿樹君。

○3番 3番寒河江です。

体育館のほうの屋根のほうは、先ほどしないと言ってたんですけども、雨漏りしているということを私伺っているんですけども、その件については今回の工事に入っていないのでしょうか。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 設計屋も交えた形で現場確認をさせていただいております。今回、屋根面に関しては手を加えないのですが、まず1つ考えられている越屋根から水が入ってくる部分、これはある程度確認ができておりましたので、これに関しては今回、改修させていただくという計画でございます。

○議長 3番寒河江寿樹君。

○3番 分かりました。ただ、屋根のほうを確認したら、何か穴が空いているというところもあったということもあったもんですから、それで一応修理が必要なんじゃないかと思いましたが、もしそこら辺を確認していただきまして、私もあそこに一度、勤めさせてもらったとき、雨漏りがかなりひどかったもんですから、その件について一応ご質問させていただきました。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時30分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎議第76号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第77号 川西町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第78号 川西町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第69号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第3号)

◎議第70号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第71号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

◎議第72号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第73号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

◎議第74号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

◎議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長 日程第10、議第76号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第19、議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)までの10議案を、議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第76号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことに伴い、当該感染症に対する特殊勤務手当を廃止するため、提案するものであります。

内容について、奥村総務課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 それでは、議第76号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案を申し上げます。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するもの

でございます。

本日付、町長名でございます。

それでは、別紙資料をご覧いただきたいと思います。

まず、この条例改正の趣旨でございます。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律におきまして、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたところでございます。これに伴いまして、感染症に対する特殊勤務手当、この勤務手当を廃止するものでございます。

あわせまして、この手当を廃止することによりまして項ずれが生じておりますので、その項ずれについて条項を見直すものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明でございます。

○議長 町長。

○町長 議第77号 川西町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、町立小学校の学区再編により川西町立玉庭小学校を閉校するため、提案するものであります。

内容の説明につきましては、金子教育文化課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 命によりまして、私より議第77号 川西町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

川西町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、資料に基づいてご説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、町立小学校の学区再編によりまして、令和5年度末で川西町立玉庭小学校を閉校することから、本条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、本条例の第2条第1項に規定しております小学校の位置及び名称について、川西町立玉庭小学校の内容を削るものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からというふうにさせていただきたいと考えてございます。

その他といたしまして、本条例の附則のほうに、教育施設の使用料を定めた川西町教育施

設等の使用に関する条例、別表から玉庭小の内容を削るというものもおつけをさせていただいて、併せて施行させていただきたいとふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第78号 川西町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町都市計画審議会委員構成を見直し、町民の参画機会を拡大するため、提案するものであります。

内容につきまして、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第78号 川西町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

川西町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町都市計画審議会条例の一部を改正する条例としまして、説明につきましては次の資料に基づいてご説明申し上げます。

川西町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の概要でございます。

まず、改正の趣旨でございますが、都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画策定の検討を行う本条例による審議会の委員について、幅広い年代層の町民や企業等からの参画機会を拡大するため、委員構成の見直しを図るものでございます。

続いて、改正の内容でございます。審議会委員の総数を改定し、町民の参画人数を増員するものでございます。

(1)として、審議会委員の総数でございます。審議会委員を10人以内から12人以内といたします。

次に、(2)であります。各号に定める審議会委員の人数の増減の内容でございます。まず、1号でありますけれども、識見を有する者、こちら4人以内ということでは現状どおり。続いて、2号であります。川西町議会議員、こちら4人以内から3人以内としたいものです。3号、町民を代表する者1人から4人以内としたいものです。最後に4号、関係行政機関の職員については1人とするということで、施行の期日については、公布の日から施行する。

説明については以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第69号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,470万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億9,970万5,000円とするものであります。

以下、内容について、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第69号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

続いて、第1表歳入並びに歳出については、このとおりでございますが、内容については別紙の資料でご説明申し上げます。

続いて、第2表でございます。債務負担行為補正、追加として1件でございます。

事項、生産資材高騰対策資金利子助成、期間であります。令和6年度から令和10年度まで、限度額として、令和5年度融資残額の年1.35%以内の割合で計算した額でございます。

続いて、第3表地方債補正であります。変更として5件でございます。

起債の目的であります。災害復旧事業、補正後の限度額5,200万円、1,840万円の増額で

ございます。

続いて、緊急自然災害防止対策事業、補正後の限度額は3億5,660万円、1,000万円の増額。

続いて、過疎対策事業、補正後の限度額は9億4,930万円、540万円の増額。

続いて、振興資金整備事業、補正後の限度額は330万円、150万円の減額。

続いて、臨時財政対策債、補正後の限度額は2,882万4,000円、617万6,000円の減額、これは確定によるものでございます。

合計、補正後の限度額は14億1,632万4,000円、2,612万4,000円の増額でございます。

続いて、第1表関係であります、こちらの資料でご説明を申し上げます。

まず、歳出であります、性質別に区分した補正内容でございます。

No. 1、人件費、補正額は246万3,000円の減額、これは新型コロナウイルスワクチン接種事業の会計年度任用職員の報酬等の見込みを調整いたしまして、減額とするものでございます。

続いて、No. 2、補助費等、補正額は3,635万6,000円の増額。このうち、介護・障がい事業所電力ガス食料品等価格高騰緊急対策支援事業補助金として414万5,000円の増額、これは国の交付金を活用いたしまして、介護施設等に交付するものでございます。続いて、水道事業会計支援事業補助金1,635万6,000円の増額、こちらは国の交付金を活用いたしまして、水道料金2か月分の無料化を図るための補助でございます。続いて、生産資材高騰対策支援事業補助金1,076万5,000円の増額、こちらは園芸作物等に対する資材の支援でございます。

続いて、No. 3、物件費1,366万1,000円の増額。このうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業、委託料等ということで794万円の増額、これは秋接種分の委託料の増額でございます。

続いて、No. 4、維持補修費86万7,000円の増額、これは道路維持管理、維持補修材料費等の増額でございます。

続いて、No. 5、普通建設事業費（補助）907万4,000円の減額でございます。このうち、元気な地域農業担い手育成支援事業、農業機械整備補助金1,057万7,000円の減額、こちらは事業の取下げ等による事業費の減額でございます。

続いて、No. 6、普通建設事業費（単独）1,318万円の増額。このうち、町有財産維持管理経費、工事請負費であります、589万6,000円の増額、こちらは尾長島工業団地内の寄附を受けた土地の改修工事費でございます。

続いて、No. 7、普通建設事業費（県負担金）105万円の減額、これは県単独道路整備事業

負担金の減額でございます。

続いて、No. 8、災害復旧事業（単独）2,809万1,000円の増額。このうち、公共土木施設災害復旧事業（単独）の工事請負費1,400万円の増額、工事の追加による増でございます。

続いて、都市計画施設災害復旧事業（県負担金）、負担金として963万6,000円の増額。

続いて、No. 9、積立金1億1,494万5,000円の増額。このうち、財政調整基金管理事業積立金として6,494万5,000円の増額。続いて、町債管理基金管理事業、こちらは借入金の返済に充てるための基金でございますが、積立金として5,000万円の増額。

続いて、No. 10、繰出金18万9,000円の増額、介護保険事業特別会計並びに下水道事業特別会計への繰出金でございます。

歳出合計1億9,470万2,000円の増額。

続いて、歳入でございます。

No. 1、地方特例交付金、補正額は12万5,000円の増額、これは確定によるものでございます。

続いて、No. 2、国庫支出金954万7,000円の増額。このうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,049万6,000円の増額。

続いて、No. 3、県支出金1,590万2,000円の増額。このうち、元気な地域農業担い手育成支援事業費県補助金705万9,000円の減額。その下になりますが、山形県LPガス等物価高騰対策・地域経済活性化支援事業費補助金2,154万8,000円の増額、こちらはデジタル地域通貨導入に対する補助金の増でございます。

続いて、No. 4、繰入金2億2,762万1,000円の減額。このうち、財政調整基金繰入金2億2,905万8,000円の減額、これは今年度の取崩しをゼロにする減額でございます。

続いて、No. 5、繰越金3億6,990万5,000円の増額、これは前年度繰越金確定によるものでございます。

続いて、No. 6、諸収入72万円の増額、内訳は記載のとおりでございます。

続いて、No. 7、町債2,612万4,000円の増額、内訳はここに記載しておりますが、第3表でご説明申し上げたものの事業ごとの内容でございます。

歳入合計1億9,470万2,000円の増額。

なお、表の下に記載しておりますが、補正後の財政調整基金の残高は5億7,477万1,000円となり、令和5年度の標準財政規模に占める割合は8.6%になります。

説明は以上でございます。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第70号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和5年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,295万3,000円とするものであります。

以下、近住民課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第70号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和5年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、資料によりご説明いたします。

議第70号資料でございます。

初めに、1、歳出です。9款諸支出金674万6,000円の増額です。令和4年度分国民健康保険給付費等交付金返還金でございます。額の確定によるものです。

次に、2の歳入です。1款国民健康保険税28万1,000円の減額です。一般被保険者医療給付費分現年課税分であります。

7款繰越金です。702万7,000円の増額です。前年度の繰越金です。

歳出歳入とも674万6,000円の増額補正をお願いするものです。

説明は以上です。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第71号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を

ご提案申し上げます。

令和5年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,312万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,759万9,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、大河原地域整備課長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第71号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和5年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

先に第2表地方債補正をご説明申し上げます。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的でございますが、公共下水道整備事業債でございます。補正後の限度額につきましては、3,390万円、950万円の増額でございます。

続きまして、概要について、資料をもってご説明申し上げます。

まず、歳出でございます。

2款公共下水道事業費、補正額959万2,000円、町道菊田桧線污水管布設替工事でございます。

3款施設費352万9,000円、マンホールの高さ調整工事14か所を見込んでおります。

続いて、歳入でございます。

5款繰入金9万2,000円、一般会計からの繰入金でございます。

6款繰越金352万9,000円、前年度からの繰越金でございます。

8 款町債950万円、公共下水道事業債でございます。

歳出歳入ともに1,312万1,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第72号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和5年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ412万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3万1,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第72号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和5年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、別紙資料についてご説明申し上げます。

補正予算の概要でございます。

まず、歳出でございますが、3款施設費、補正額412万3,000円、主な内容としましては、マンホールの高さ調整工事、こちらの14か所を見込んでおります。下小松農集排処理施設のシャッターの修繕工事を見込んでおります。

続いて、歳入でございます。

4款繰越金412万3,000円、前年度からの繰越金でございます。

歳入歳出ともに、合計412万3,000円の補正となります。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第73号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,672万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,816万9,000円とするものであります。

以下、内容について、原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第73号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

令和5年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、町長から申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、別添資料をもちましてご説明を申し上げます。

議第73号資料、令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

この補正内容につきましては、国・県等の還付金等が確定したことによる増額補正をお願いするものでございます。

1の歳出でございます。

1款総務費4,510万9,000円、主な内容といたしまして、令和4年度国庫支出金返還金3,189万1,000円、令和4年度県支出金返還金119万6,000円、令和4年度その他返還金1,193

万1,000円。4款基金積立金161万1,000円、介護給付費準備基金積立金でございます。合計が4,672万円の増でございます。

2の歳入でございます。

7款繰入金9万7,000円、一般会計繰入金。8款繰越金4,662万3,000円、前年度繰越金でございます。歳入につきましても4,672万円の増額をお願いするものでございます。

表の一番下段をご覧いただきたいと思います。

補正後の介護給付費準備基金残高でございますが、2億1,275万5,000円でございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第74号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,114万4,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、近住民課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第74号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和5年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、概要書をもってご説明申し上げます。

議第74号資料でございます。

初めに、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額184万5,000円です。保険料等の負担分になりまして、納付金の額の確定によるものでございます。

3 款諸支出金でございます。143万7,000円です。こちらは、一般会計繰出金でございます。歳出の合計額328万2,000円の増額でございます。

次に、2 の歳入でございます。

5 款繰越金184万5,000円の増額でございます。前年度の繰越金です。

6 款諸収入143万7,000円の増額でございます。前年度の事務費負担金の精算でございます。歳入の合計額328万2,000円でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長 町長。

○町長 議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

第1条、令和5年度川西町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

以下、内容につきまして、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

第2条、令和5年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益4億6,590万7,000円、290万3,000円、4億6,881万円。

第1項営業収益4億4,160万6,000円、1,355万3,000円の減額、4億2,805万3,000円。

第2項営業外収益947万3,000円、1,645万6,000円、2,592万9,000円。

続いて、支出でございます。

第1款水道事業費4億5,405万3,000円、100万5,000円、4億5,505万8,000円。

第1項営業費用4億2,133万円、100万5,000円、4億2,233万5,000円。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、概要によりご説明申し上げます。

令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

まず、収益的収入でございます。

1款水道事業収益290万3,000円の増額でございます。

1項営業収益1,355万3,000円の減額、1目水道料金同額の減額ございまして、内容につきましては、物価高騰対策のため、いわゆる基本料金となります準備料金2か月分の減額するものでございます。

続いて、2項営業外収益1,645万6,000円、2目他会計補助金189万9,000円、こちらは高料金対策として一般会計からの補助金でございます。

3目他会計負担金1,455万7,000円、こちらは物価高騰対策としての一般会計からの負担金でございます。

続いて、収益的支出でございます。

1款水道事業費100万5,000円、1項営業費用100万5,000円、4目の総係費として100万5,000円ございまして、こちらは物価高騰対策の準備料金2か月分減額に係る費用としまして委託料、そして職員の時間外手当の補正でございます。

説明については以上でございます。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑となるようご留意願います。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第20、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、日程第10、議第76号川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第19、議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）までの10議案を、内容審査のため、既に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第62号 令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について

◎議第63号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第64号 令和4年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第65号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第66号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第67号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第68号 令和4年度川西町水道事業会計決算認定について

○議長 日程第21、議第62号 令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第27、議第68号 令和4年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの7議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第62号 令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第63号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号 令和4年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第65号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第67号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6会計につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度それぞれの歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、上程をさせていただきます。

議第68号 令和4年度川西町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和4年度川西町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、上程をします。

議員各位におかれましては、令和4年度各会計決算の認定についてご審査賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、私から、令和4年度の町政の概要についてご説明を申し上げます。

お手元に配付されております令和4年度主要な施策の成果及び予算実績報告書1ページをお開きください。

朗読をもって説明とさせていただきます。

(町長、予算実績報告書朗読)

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時55分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続けて、5ページ、朗読をさせていただきます。

(町長、予算実績報告書朗読)

○町長 以上、令和4年度の町政の概要について説明をさせていただきました。

次に、川西町一般会計及び各特別会計の執行状況について有坂会計管理者に、川西町水道事業会計決算概要について大河原地域整備課長にそれぞれ報告をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長 有坂会計管理者。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、命によりまして、議第62号から議第67号までの一般会計並びに各特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

お手元の令和4年度川西町各会計歳入歳出決算書をご覧ください。

最初に、目次の次のページでございます。各会計歳入歳出決算書総括表をご覧ください。

各会計の歳入歳出決算の数値につきましては、記載のとおりであります。各会計の歳入

に占める歳出の割合を申し上げます。

初めに、一般会計は94.72%、次に国民健康保険事業特別会計は99.54%、下水道事業特別会計は99.25%、農業集落排水事業特別会計は95.80%、介護保険事業特別会計は97.69%、後期高齢者医療特別会計は98.72%であります。

続きまして、各会計の決算について申し上げます。

初めに、一般会計の決算であります。

2枚めくっていただきまして、一般会計歳入歳出決算書、歳入の1ページをご覧ください。

第1款の町税は記載の8税目がございます。町税全体の収入済額は14億3,394万8,761円で調定額15億6,789万7,732円に対し、収入率は91.46%となっており、前年度と比較しますと1.03ポイントの増となっております。

第2款の地方譲与税は、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものであります。

第3款の利子割交付金は、県民税として徴収された利子割額から町税費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第4款の配当割交付金は、県民税として徴収された配当割額から町税費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第5款の株式等譲渡所得割交付金は、県民税として徴収された株式等譲渡所得割収入額から町税費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページをご覧ください。

第6款の法人事業税交付金、第7款の地方消費税交付金は、国勢調査人口と事業所統計の従業者数により案分の上、交付されたものであります。

第8款のゴルフ場利用税交付金は、町内のゴルフ場から県が徴収した利用税のうち、7割相当額が交付されたものであります。

第9款の環境性能割交付金は、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものであります。

第10款の地方特例交付金は、地方税の代替的性格を有する財源として国から交付されたものであります。

第11款の地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせて56億2,264万8,000円で、前年度と比較して7,842万1,000円の増額となっております。

なお、地方交付税には、置賜広域病院企業団分として12億9,604万4,000円が含まれておりますので、本町分としては実質43億2,660万4,000円となり、前年度対比6,992万円の増額と

なっております。

第12款の交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が還元されたものであります。

第13款の分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金や保育所保育料が主なものであります。

第14款の使用料及び手数料は、公共施設の使用料及び各種役務の提供に対する手数料が主なものであります。

第15款の国庫支出金及び第16款の県支出金については、特定の事業に対する国及び県からの支出金であります。

第17款の財産収入の主なものは、町有土地建物貸付収入及び町有牛の売払収入であります。

第18款の寄附金は、個人や団体の方々からご寄附いただいたものであります。

第19款の繰入金のうち特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計から繰り入れたものであります。また、基金繰入金は、町債管理基金など13の基金から繰り入れたものであります。

第20款の繰越金は、前年度からの繰越金であります。

第21款の諸収入は、第1項の延滞金加算金及び過料から第4項雑入までの内容であります。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

第22款の町債は、公共施設整備事業などの特定財源として長期の資金を借り入れたものであります。

第23款の自動車取得税交付金は、令和元年10月に廃止された自動車取得税の一部が還元されたものであります。

以上、歳入合計の収入済額は132億671万5,729円で、前年度より7億9,654万8,930円の増額となり、調定額136億4,751万8,853円に対し、収入率は96.77%であります。

次に、歳出について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、7ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は125億993万7,338円となり、予算現額147億6,521万5,000円に対して、全体の執行率は84.73%、歳入歳出差引残額は6億9,677万8,391円であります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計であります。2枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税の調定額に対する収入率は80.96%で、前年度と比較しますと1.31ポイント上がっております。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳入合計であります。収入済額は18億980万6,621円となり、全体の収入率は96.15%で、前年度と比較しますと0.28ポイント上がっております。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は17億3,217万8,080円となり、全体の執行率は98.26%で、歳入歳出差引残額は802万7,849円であります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第2款使用料及び手数料の収入率は98.38%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳入合計であります。収入済額は4億8,285万275円となり、全体の収入率は99.60%であります。

3ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は4億7,922万1,600円となり、全体の執行率は97.68%で、歳入歳出差引残額は362万8,675円であります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

2枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第2款使用料及び手数料の収入率は97.76%であります。

歳入合計であります。収入済額は9,943万9,894円で、全体の収入率は99.71%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は9,526万7,740円となり、全体の執行率は96.49%、歳入歳出差引残額は417万2,154円であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款介護保険料の収入率は99.02%となっております。

1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。

歳入合計であります。収入済額は20億2,247万6,674円となり、全体の収入率は99.82%であります。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は19億7,585万3,154円となり、全体の執行率は97.85%、歳入歳出差引残額は4,662万3,520円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料の収入率は98.68%となっております。

歳入合計ですが、収入済額は1億8,364万6,913円となり、全体の収入率は99.14%であります。

1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は1億8,130万1,345円となり、全体の執行率は93.51%、歳入歳出差引残額は234万5,568円であります。

以上が一般会計及び各特別会計の決算の概要であります。

なお、各会計の末尾にはそれぞれの実質収支に関する調書、さらに決算書の末尾には財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、審査に供していただきますようお願い申し上げます、私からの説明とさせていただきます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第68号 令和4年度川西町水道事業会計につきまして、お手元の令和4年度川西町水道事業会計決算書によりご説明申し上げます。

まず初めに、決算書の13ページをご覧いただきたいと思えます。

令和4年度川西町水道事業報告書ということで、総括事項、給水状況、財政状況について、まずはご説明申し上げます。

(1) 総括事項。

令和4年度水道事業は、平成29年度策定の川西町水道事業経営戦略、川西町水道事業経営計画に基づき、安定した経営を目指し取り組むとともに、安全で良質な水を供給するため、水道施設の整備を図りながら安定給水の確保に努めてまいりました。

過年度分未収金対策については、徴収員による納付相談や水道料金等滞納整理事務取扱要綱に基づき、給水停止を伴う催告を実施するとともに、不誠実な滞納者には給水停止を執行し、給水収入の確保に取り組んでまいったところでございます。

そのような中、8月3日の豪雨災害により、町内の複数の水道施設が甚大な被害を受け、朴沢地区、松木橋、新田沢橋の添架管破損、鏡沼護岸決壊による上六角平谷地線埋設管露出及び公園2号橋添架管破損、正安寺配水池進入路や敷地ののり面崩落が発生し、厚生労働省

の災害復旧事業の決定を受けながら、原状復旧に向け、鋭意施工中であります。

しかしながら、令和5年3月に正安寺配水池進入路において、再度の土砂災害により送配水管が破損する事態が発生し、応急仮管工事が完了しておりますが、完全な復旧には至っておらず、復旧工事については、土砂災害の原因究明調査が長期化する見込みのため、翌年度以降の施工を想定しているところでございます。

続いて、給水状況でございます。

令和4年度末の給水人口は1万3,774人で、前年度と比較して364人の減少となりました。年間総配水量については195万8,409立方メートルで、前年度と比較して21万6,697立方メートルの減少、1日平均配水量は5,366立方メートルで、前年度と比較して593立方メートルの減少となったところでございます。

年間総配水量が減少した要因については、昨年度の漏水が発見できない事案がなかったこと、また、委託業者による全町内の漏水調査を基に修理を行ったことが主な理由と分析しているところであります。結果として、年間有収率は、昨年度より6.1%高い77.1%となったところでございます。

令和5年度も引き続き漏水調査を実施し、漏水等不明水の早期発見に努め、さらなる有収率の改善を図ってまいります。

続いて、財政状況でございます。

令和4年度の財政状況は、水道事業収益の要となる給水収益については、前年度と比較して919万2,000円の減収となりました。主な要因としましては、国道287号川西バイパス整備、梨郷道路整備の工事に伴う水の使用がなくなったことにより減少したことや、一般家庭で使用される13ミリ口径の使用者の減少が理由と分析しているところであります。

しかしながら、今後は、上小松や西大塚に新しくアパートが建設されたことやメディカルタウンの宅地分譲などで有収水量の増量が期待されます。また、事業の支出費用については、施設修繕や災害での管路等の修繕、漏水等に伴う調査費及び修理委託の増額により、前年度と比較して458万5,000円の増となったところでございます。

収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益については553万1,000円となり、前年度と比較して1,488万7,000円の減となったところであります。

以上が決算の概況になりますが、令和5年度は災害の復旧を進めていくとともに、川西町水道事業経営戦略、川西町水道事業経営計画を基本にし、管路や施設の更新計画を反映した戦略等の見直しを図りながら、より一層の経営努力に努め、安全で良質な水の供給を図って

まいります。

それでは、決算書1ページ、ご覧いただきたいと思います。

収益的収入及び支出の状況でございます。

まず、収入でございますが、第1款水道事業収益、こちらは第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計でございます。2ページにあります決算額4億6,810万2,572円となったところでございます。予算額に対する増減としましては、504万428円の減となったところでございます。

続いて、下段の支出であります。

第1款水道事業費用、こちらは第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計でございます。決算額4億5,442万7,986円でございます。不用額が1,093万7,014円となったところでございます。

続きまして、3、4ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、資本的収入及び支出の状況でございます。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入でございますが、第1項企業債から第6項の補助金までの合計額でありまして、決算額については3,364万7,000円、予算額に対する増減については、4,332万4,000円の減となったところでございます。

続いて、下段の支出でございます。

第1款資本的支出でございます。第1項建設改良費から第3項の国庫補助金返還金までの合計でございます。決算額については1億9,283万1,251円、不用額は246万749円となったところでございます。

なお、3ページの一番下に記載がありますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、これにつきましては、消費税資本的収支調整額385万9,748円及び過年度・現年度分損益勘定留保資金1億5,532万4,503円で補填したものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

令和4年度川西町水道事業損益計算書でございます。

1の営業収益でございますが、こちらは(1)の給水収益から(3)のその他営業収益までの合計でございます。4億1,435万5,175円でございます。

続いて、2の営業費用でございます。こちらは、(1)の原水及び浄水費から(7)のその他営業費用までの合計でございます。3億9,489万8,310円となり、営業利益としまして

は、差引きでございまして1,945万6,865円となったところでございます。

続いて、営業外収益でございます。こちらは、(1)の受取利息から(4)の雑収益までの合計でございまして、1,234万924円でございます。

4の営業外費用につきましては、2,613万5,603円となりまして、こちらの差引きでは1,379万4,679円のマイナスとなったところでございます。

先ほどの1,945万6,865円とマイナスの1,379万4,679円を合計しまして566万2,186円、こちらが経常利益となったところでございます。

5の特別利益はございません。

6の特別損失でございます。こちら(1)の特別損失につきましては、13万1,459円でございます。この内容については過年度分の軽減申請による減額等でございます。

先ほどの経常利益から13万1,459円を引きまして、553万727円が当年度純利益となったところでございます。

前年度繰越利益剰余金が2億8,592万8,541円でございますので、こちらに553万727円加算しまして、令和4年度の末処分利益剰余金については2億9,145万9,268円となったところでございます。

続きまして、お手元の資料11ページ、12ページをご覧くださいと思います。

こちらは貸借対照表でございます。

まず、資産の部からご説明申し上げます。

1、固定資産、こちらはイの土地からチの建設仮勘定までの合計ということで、有形固定資産合計が27億5,046万8,456円ということで、固定資産合計がそのまま同額となります。

続いて、2の流動資産でございます。

こちら(1)の現金預金から(3)の貯蔵品まで合計しまして、流動資産合計が3億941万3,352円となったところでございまして、固定資産を含めた、固定資産と流動資産の資産合計が30億5,988万1,808円となったところでございます。

続いて、12ページ、負債の部でございます。

3の固定負債でございます。こちらは企業債、そのまま固定負債合計となりまして11億9,731万3,378円となっております。

続いて、4の流動負債でございますが、こちらは(1)から(5)の合計ということで、流動負債合計が2億4,190万9,224円となったところでございます。

5の繰延収益につきましては、長期前受金5億9,294万5,033円から収益化累計額3億809

万4,975円を引きまして、繰延収益合計が2億8,485万58円となったところでございます。

3番の固定負債、4番の流動負債、5番の繰延収益を合計しまして、負債合計17億2,407万2,660円となったところでございます。

最後に、資本の部でございます。

資本金、こちらは自己資本金がそのまま資本金合計となりまして、9億7,846万9,209円となったところでございます。

7の剰余金につきましては、まず1つ、(1)資本剰余金でございますが、こちらはイからハの合計でございます。資本剰余金合計が3,822万5,243円となったところであります。

続いて、(2)利益剰余金でございます。こちらはイからハ、そして当期純利益を合計しまして3億1,911万4,696円となったところでございます。

次に、剰余金合計とありますが、(1)の資本剰余金と(2)の利益剰余金を合計したものでございまして、こちらが3億5,733万9,939円でございます。

続いて、資本合計でございます。こちらは、剰余金合計と資本金の合計でございます。13億3,580万9,148円となっております。

最後に、負債合計と資本合計でございます。30億5,988万1,808円となったところございまして、先ほどご説明申し上げました11ページの一番下の数字、こちら資産合計額でございますが、これと同額で一致しているという中身になっております。

最後に、20ページをご覧くださいと思います。

こちらは、水道事業会計のキャッシュフロー計算書でございます。間接法で表したものでございます。

まず初めに、業務活動によるキャッシュフローであります。一番上にあります当期純利益から一番下の支払利息及び企業債取扱諸費までの合計でございます。1億5,841万9,284円となったところでございます。

続いて、投資活動によるキャッシュフローでございます。こちらは、2,084万7,720円となったところでございます。

次に、財務活動によるキャッシュフローでございます。1億2,176万2,958円となったところでございます。

資金増加額としましては、今申し上げた3つのキャッシュフローの合計額としまして1,580万8,606円となったところであります。

資金期首残高が2億1,333万4,645円ありますので、こちらに1,580万8,606円を加算しま

して、2億2,914万3,251円となったところであります。なお、こちらにつきましては、先ほどご説明申し上げました貸借対照表、11ページでございます。貸借対照表の下段の2の流動資産の下に(1)の現金預金とあります。この2億2,914万3,251円が現金預金と同額というふうになって、整合が取れているというところでございます。

なお、この後の資料につきましては、後ほどお目通しいたきながら、よろしくお願いしたいと思います。

説明は以上になります。

○議長 一括議題といたしました7議案についての提案当局の説明が終わりましたので、当該7会計の決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

この際、議員選出の鈴木孝之監査委員には、監査委員席にご着席ください。

◎決算審査の結果について監査委員の報告

○議長 代表監査委員嶋貫榮次君、ご登壇の上、ご報告をお願い申し上げます。

(監査委員 嶋貫榮次君 登壇)

○監査委員 それでは、お手元の令和4年度川西町各会計決算審査意見書、こちらを基にご説明を申し上げます。

まず初めに、1ページをお開き願います。

第1、審査の概要についてご説明申し上げます。

まず、審査の対象は、(1)の令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算及び関係書類、それから(2)の国民健康保険事業特別会計から(6)後期高齢者医療特別会計まで、5つの特別会計に係る歳入歳出決算及び関係書類、それから公営企業法を適用している(7)の水道事業会計決算及び関係書類並びに(8)財産に関する調書であります。

審査の期間であります。一般会計及び特別会計につきましては7月7日から7月26日までの延べ7日間、それから公営企業会計につきましては7月4日一日でございます。

審査の場所につきましては、全て監査委員室にて実施いたしました。

審査の手続きでございますが、町長から審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類等が法令に準拠して作成され、その計数が正確であるか。また、補助金の交付や契約の執行等の事務処理が法令に基づき適正かつ効率的に行われているか。これらを主眼として、関係職員の説明を受けながら審査したところでございます。

第2の審査の結果であります。審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、法令に準

拠して作成されており、決算の計数は正確であるものと認められました。また、予算執行状況については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

2ページをお開き願います。

第3、決算の概要についてご報告いたします。

まず、1、決算の規模につきましては、①令和4年度普通会計決算額、それから②令和4年度歳入歳出決算及び3ページ中段の令和4年度水道事業会計決算額、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただければというふうに思います。

4ページをお開き願います。

④財政状況として、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率を記載しております。

中段以下に所見として記載させていただきましたので、読み上げさせていただきます。

財政健全化法に規定する実質赤字、並びに公営企業法を適用している水道事業の資金不足は生じていない。

実質公債費比率、3か年平均であります。これは12.6%で、前年度比0.6ポイント悪化、将来負担比率は143.4%と、前年度比10.8ポイント悪化したと。なお、令和3年度の指標では、県内市町村でも高い水準となっている。

財政力指数は0.248で、県内市町村でも低位にあり、財政的な体力は弱い。

また、経常収支比率は94.6%と、前年度を3.1ポイント上回り、財政の硬直化が進んだ。経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常経費が町税や地方交付税等の経常収入に占める割合であり、災害等の突発的支出に対応する弾力性、財政的余裕がなく、厳しい財政状況にある。

財政調整基金は5億982万6,000円で、前年度末比9,114万6,000円減、町債管理基金は1億1,544万3,000円で、前年度末比6,619万6,000円減となった。

人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策等、あるいは災害社会保障関係経費の増大といった将来の歳入減少や歳出増加への備えとして、標準財政規模の一定程度の基金積立てを目指すことも一手法である。

5ページから各会計の決算について整理しております。

まず、(1)一般会計につきましては、5ページから25ページにわたって記載しております。

まず、①決算の状況につきましては5か年の推移を、それから②財政収支の状況につつま

しては3か年の推移を記載しております。

6ページから10ページになりますが、③歳入の状況を記載し、主な歳入として、7ページの1款町税、9ページの11款地方交付税、同じく9ページには15款の国庫支出金、それから10ページには16款県支出金、そして22款の町債について、それぞれ5か年間の推移を整理して記載してございます。

11ページから、歳出の状況について記載しております。目的別の歳出の状況ということで、1款の議会費から16ページの12款公債費まで、各款についてそれぞれ整理をさせていただきました。後ほどご覧いただければというふうに思います。

それから、17ページ、18ページにわたって、性質別の歳出の状況を整理したところでございます。

それから、19ページから、附表といたしまして、款別の歳入及び歳出に係る前年度比較表、2か年分を記載しております。これも後ほどご覧いただければというふうに思う次第でございます。

なお、令和4年度におきます特記すべき、特筆すべき歳出ということで、25ページにありますけれども、11款の災害復旧費、これについて若干触れたいと思います。

災害復旧費は、農林水産業施設、それから公共土木施設及び観光施設の合計で、予算総額が14億4,591万4,000円、これに対して執行済額、これが5億4,501万6,000円余りということで、執行率といたしましては37.7%ということになっておりますが、令和5年度への繰越しが8億9,632万8,000円ということでありまして、昨年8月の豪雨災害への対応がまだまだ道半ばであるということを示しております。

町長はじめ担当職員の皆様のご労苦を改めておもんばかるとともに、敬意を表する次第であります。

続きまして、特別会計に移ります。

26ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計であります。

意見書の組立てでございますが、①の決算の状況、②歳入の状況、③主な歳入の状況、④歳出の状況、そして⑤として主な歳出の状況というふうな順で整理をしたところでございまして、国保以外の特別会計についても、同様の整理をさせていただいております。

28ページをお開きいただきたいと思います。

28ページの後段に、令和4年度に整理しました意見書と同様に所見というふうな形で記載

いたしましたので、読み上げさせていただきます。

国民健康保険税の令和4年度決算における不納欠損額は854万5,000円で、前年度比10万8,000円減、収入未済額は6,105万6,000円で、前年度比1,035万4,000円減となった。依然として滞納繰越額が多いため、早急に事務処理に当たられたい。

調定額3億6,547万4,000円に対する収納率は81.0%であるが、内訳は、現年課税分の収納率97.0%に対し滞納繰越分の収納率は14.5%である。この結果、翌年度への滞納繰越額は6,105万6,000円であるが、その内訳は、令和4年度課税分が872万円に対し、令和3年度以前の課税分が5,233万6,000円で、85.7%を占める。税負担の公平性を確保する観点から、引き続き収納率の向上に向けた対策を実践されたい。

29ページをご覧ください。

(3) 下水道事業特別会計です。

整理の方法は、先ほど申し上げました国保事業と同様であります。

30ページ、次のページの一番下のほうに下水道事業に係る起債残高の表があります。それから、31ページのほうに転じまして、こちらには公共下水道などの普及状況、それから下のほうには処理原価と使用料単価、これらを記載しておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

32ページをお開きください。

(4) 農業集落排水事業特別会計について整理しております。

33ページ、ご覧いただきますと、下段のほうに農集排水事業に係る起債残高、それから農集排水への加入率、これらの資料を整理しているところがございますので、ご確認願います。

それから、34ページをお開き願います。

(5) 介護保険事業特別会計について整理しております。

介護保険事業の事業規模は約20億円ということで、国保事業をも上回る大規模なものとなっております。その歳出の91.9%、これを介護サービス給付事業などの介護給付費で占めております。

35ページの下段には、被保険者数やサービス受給者数など利用状況の推移を表として記載しております。後ほどご覧ください。

それでは、36ページをお開き願います。

(6) 後期高齢者医療特別会計でございますが、この財源の大半は後期高齢者医療保険料、大体3分の2ですけれども、それと一般会計繰入金、約3分の1、これで賄っております、

歳出の大部分は後期高齢者医療広域連合への納付金というふうになっております。

はしょって大変恐縮ですが、37ページの中段に5つの特別会計をまとめて、所見として記載させていただきましたので、若干長くなりますが、読み上げさせていただきます。

5つの特別会計の収入合計は45億2,862万円、支出合計は44億6,382万円で、一般会計の歳入132億671万円、歳出125億994万円のそれぞれ3分の1を上回る大きな規模である。

介護保険事業は約20億円、国保事業は約18億円、後期高齢者事業は約1.8億円の事業規模で、その歳出の大半は保険給付費や納付金である。

歳入のうち、一般会計繰入金は3特別会計を合わせて4億7,734万5,000円で、前年度比1,365万6,000円、2.8ポイント減となった。

これらの事業は、介護や医療サービスが必要になったときに利用できる仕組みであり、町民が安心してサービスを利用できるよう、各特別会計の安定的な運営に資するよう努められたい。

公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、現在、令和6年度の予算決算から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行するため、種々準備中である。公共下水道事業については収入の63%、農業集落排水事業は収入の58%を一般会計繰入金に依存している一方で、受益者負担金としての使用料は、それぞれ24%、12%にとどまっている。

また、歳出に占める公債費は、公共下水道事業が3億1,091万円で64.9%、農業集落排水事業が7,746万8,000円で81.3%と、歳出の大半を占めている。

今後、一層の人口減少による料金収入の減や施設の老朽化と更新整備需要が想定され、将来にわたり公営企業として必要な住民サービスを安定的に提供していくためには、中長期の経営戦略の策定と実践が求められる。

以上であります。

続きまして、38ページをお開き願います。

(7) 水道事業会計についてご報告いたします。

水道事業会計につきましては、地方公営企業ということで、損益計算書、貸借対照表などにより審査を行ったところであります。

37ページには損益計算書に基づき3か年の経営状況の推移を、39ページには営業収益及び営業費用等の2か年分の比較を記載しております。

それから、40ページになりますが、②収益的収支の状況及び③資本的収支の状況、それか

ら41ページには貸借対照表によります資産及び負債の状況等を整理してございます。それから、42ページでございますが、⑤給水状況として記載しておりますが、第9表には給水状況に関する各種指標、3か年分を載せております。

次に、⑥財政状況であります。財務分析の指標、種々記載しておりますが、第10表中、中頃に料金回収率という項目がございます。料金回収率につきましては、前年度を3.4ポイント下回る98.7%ということで、100%を下回ったというところであります。

43ページをご覧ください。

水道料金の未収金の状況と、下半分には水道事業に係る経営戦略及び経営計画の概要を記載しているところであります。

令和4年度末の過年度分に係る未収金の額、これは1,876万円でありますけれども、年々減少はしてきているというところでございます。

44ページをお開きください。

水道事業に係る所見を取りまとめさせていただいておりますけれども、内容につきましては、有収率の向上と未収金対策の計画的かつ継続的な実施、あるいは老朽化している配水管等水道施設の維持管理や計画的な更新整備の必要性など、昨年度の所見とほぼ同一の内容であります。後ほどご確認をいただければというふうに思います。

最後に、(8)財産に関する調書といたしまして、公有財産の状況を45ページに、そして46ページには基金の状況を整理しております。

以上、大変雑駁ではありますが、令和4年度の決算審査意見書の概要報告とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長 決算審査の結果について、監査委員の報告を終わります。

鈴木孝之監査委員は自席にお戻りください。

◎発議第13号 高橋輝行議員の不適切な現金受領に関する問責決議

○議長 日程28、発議第13号 高橋輝行議員の不適切な現金受領に関する問責決議、これを議題といたします。

高橋輝行君は、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場願います。

(高橋輝行議員 退場)

○議長 提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、遠藤明子さん。

4番遠藤明子さん、登壇の上。

(4番 遠藤明子君 登壇)

○4番 4番遠藤です。

私のほうから、発議案件についてご報告させていただきます。

発議第13号 高橋輝行議員の不適切な現金受領に関する問責決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年8月23日提出。

提出者、賛成者、以下のとおりでございます。

提出理由。

高橋輝行議員が町の空き家バンク制度に関与し、手付金名目で現金100万円を購入希望者から受領した問題について、令和5年6月16日議決の問責決議が履行されているとは言えない。川西町議会の信頼性を著しく失墜させ、町民に対し迷惑をかけたことに対し責任を問うため再び提出するものである。

高橋輝行議員の不適切な現金受領に関する問責決議（案）でございます。

令和5年6月16日議決の問責決議について、未だに正式な議決内容に沿った説明がなされていない。

この事件は、町民の関心も非常に高く、一刻も早い説明責任を果たすことが求められている。

議員としての自覚と責任ある行動を強く求めるものであり、再びここに問責決議をあげる。

一、町議会本会議もしくは全員協議会において、当該空き家の管理及び手付金受領に関し説明をすること

一、町民に対しても同様の説明責任を果たすこと

一、上記の件については、令和5年9月定例会中に履行すること

以上、決議する。

令和5年9月1日、本日付。

川西町議会。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案は、議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

高橋輝行君の復席を求めます。

(高橋輝行議員 復席)

◎発議第14号 特別委員会の設置について

○議長 日程第29、発議第14号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置については、川西町議会委員会条例第5条並びに川西町議会運用例第7章第7項の規定により、令和4年度川西町一般会計ほか6会計の決算を審査するため、特別委員会を設置しようとするものであります。

事務局長に議案を朗読いたさせます。

大友議会事務局長。

(事務局長議案朗読)

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の付託

○議長 日程第30、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は1件であります。

請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にかかる請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員茂木 晶君。

1番茂木 晶君。

○1番 1番茂木 晶です。

請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にかかる請願です。

川西町議会議長井上晃一様。

JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にかかる請願。

川西町の中心市街地であるJR羽前小松駅の西側区域は、古くから宿場町として栄え、現在も学校や事業所が集積し、本町の活性化を図るうえでは欠かすことのできない重要な地域です。

現在、役場庁舎が駅東側区域へ移転し、中心市街地のシンボルとも言える役場庁舎の移転に伴い、人や物の流れが変わり、街中の賑わいが損なわれているとの声が強まっています。

一方、中心市街地の活性化に向け、旧役場庁舎の跡地利用が進められています。新たに人の流れを生み出し、賑わいづくりを図ろうとするものですが、そのためには、JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できるアクセス機能の向上が必要です。

町の表玄関となるJR羽前小松駅は、昭和57年に全国初の「町民駅」として開業し、当時は、町民の皆さんの盛り上がりを背景に、中心市街地活性化の拠点としての役割を果たしてきましたが、その後は、町民の皆さんの関心も薄れつつあったことから、第3次川西町総合計画においては、駅東西区域を結ぶ自由通路の整備が重要課題として揚げられました。しかし、現実には至らずに今日に至っています。

役場庁舎の駅東側区域への移転に伴い、人の往来や物流が駅東側区域に流れていることから、駅西側の中心市街地の賑わいづくりを図るとともに、町民はもとより川西町を訪れる方々の利便性を向上させるためにも、駅の東西区域を自由に往来できる自由通路の整備に取り組むべきです。

ついては、JR羽前小松駅の東西区間をスムーズに往来できる自由通路の整備を強力に推進するよう請願します。

令和5年8月24日。

東西自由通路を実現する会、川西町大字上小松1612-13、園部義一。

以上でございます。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時18分)